

令和6年2月1日現在

お客様 各位

能登農業協同組合

「令和6年能登半島地震の被害に関する手数料免除」について

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当組合は、震災に起因するお手続きにかかる手数料について免除いたします。

1. 免除手数料について

対象業務	対象手数料
被災者の再発行手数料	・通帳・証書再発行手数料 ・キャッシュカード再発行手数料

2. 期間

令和6年1月4日(木)から当面の間